

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

第1 甲の罪責

← これは「色紙」
行為であるから思い込みが強い。

1 甲が自動発火装置(以下「装置」とする。)が入った観葉植物を譲渡し、窓辺の日当たりのよい場所に置いておいた行為は、現住建築物放火罪(刑法(以下省略)108条)が成立するか。

11) 上記行為は甲の意図を知らない乙を利用して行う行為であるが、実行行為として認めらるか。乙がこの意図に気づいたこととの関係で、実行の着手時期も問題となる。

12) 実行行為とは、構成要件的结果発生の現実的危険性を有する行為をいふと、乙を利用する場合であってもかかる危険性は惹起できるので、実行行為として認めらる。そして、かかる危険性を惹起したといえるためには、①他人を道具として利用し、②正意意思を有し、その上で、③構成要件の結果発生の現実的危険性を惹起させることが必要である。お、交通の便の発達により郵便で送るという多くの場合、利用者の意図を知らない他人を利用して犯す罪をいうという間接正犯の性質上、利用者を基準

もうひとつ理由を
わがややく言ひはし
れた。

13) 実行行為の着手時期を判断すべきである。イ 本件について装置は観葉植物に入れられており、外観から装置の存在はわからなかつた。甲はこの外観の植物をプレゼント包装で送るに中の物がわからないようにして2に渡している。甲が「上記のように2に発言したことは、植木鉢金金本を2宛に置くことを誘導する行為」といえる。乙は、プレゼントとして渡されておき、恋人関係に甲が113

ことから2家で大害に及ぼすこと、外観から内容物が全焼おそれないこと、甲が2家で植木鉢を使うことを誘導していることとおわせて考えると、212号~~燃焼~~植木鉢によって2家を~~燃焼~~焼損させることによることは、
5 完全に気づくことができず、自己が~~燃焼~~焼損を行うこと
12から規範的障害が認められず。そのため、甲の上記行為はこれを道具として利用する行為といえる
(1)。

また、甲は浮気している2家に対して、この重要な
10 財産的価値の高い本件マンションを全焼させて
困らせる目的で上記行為を行う。つまり、甲は自己の
犯罪として上記行為を行っていることから正犯意思
が認められる(2)。

甲の意図を知らず、外観からも装置が入っている
15 ことを知ることから「きまり」に対して、装置による
観葉植物に火をつけて炎を上げて燃える装置を
手渡した甲の上記行為は、植物を独立して継続
的に燃焼させる現実的危険性を有する行為
20 といえ、~~燃焼~~「焼損」という同罪の構成要件的
結果発生^の現実的危険性を惹起したものである
(3)。

燃焼や灼傷物は、
本件マンションで。

よって、甲の上記行為は同罪の実行行為である
燃焼~~燃焼~~を惹起させる「放火」として認められる。

12) 「本件マンション」は^{3階が満室で}複数の者が現に住んでいた
25 ので、「現に住居に使用していた」と~~は~~「建造
物」といえる。

今回は、一体性も
問題とされる。
・定款が定められていない

13) よって、甲の上記行為に同罪の間接正犯が成立
するとも思える。

2 これに対して、同罪の教唆~~正犯~~が成立するとの見解
30 からは、これは途中から甲の意思に気づき、かつ、甲の

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

実行の着手時期は甲の行為時では早過ぎると反論する。

この見解からは、利用者の行為時に間接正犯の実行の着手時期を認めると、実行の着手時期が早くなり過ぎることによって不当に犯罪を成立せしめてしまうこと、間接正犯が~~被害者~~から被害利用者の行為時点を基準に実行の着手時期が判断される。

②は植物をリビングの窓辺という甲の指示通りの場所に置いていた。しかし、この時点では植物の中に何らかの機械が埋まっていることを知り、これが~~火災~~装置であることを確信し、甲の意図に気がついていた。また、保険金を得る目的で本件マンションを全焼せよという甲の装置を利用して金銭を得るという自己の利益を図る意思を有している。さらに、装置が発火しやすいように10日の晩に置いた所場所からカーテンに接触して他の物に火源を移しやすい場所に移動させている。

したがって、このような~~行為~~②は、甲の意図に基づいて自己が~~放火~~「放火」火災を犯すことにより~~被害~~規範的障害があったといえる。

よって、甲の上記行為が甲を道具として利用するものといえず、同罪の間接正犯は認められなかった。ただし、②は後述の通り同罪の罪責を負うので、甲に同罪の教唆犯が成立しない。

11) 甲の上記行為は本件マンションを~~放火~~「放火」意思を持っていたが、乙に対してこの行為を唆す行為といえる。

②はめと
と犯行が一致して
ません。
②は~~放火~~「放火」
内容は、既述し
ているからでなく
内容でよい。
→ この行為が放火
(放火の目的)。
この第一の目的
に放火の目的が
あるべき。

定義をきくと
よいです。

・内容はOK
 ・ただし、主犯にみられる
 主犯として認められ
 主犯として認められ
 主犯として認められ
 主犯として認められ

(2) 主観と客観が一致していれば、規範に
 直面しない。原則として故意が認められ
 か、両者が保護法益、行為態様の点で実質
 的に一致する限りで規範に直面し故意が認め
 られる。

同罪の間接正犯と教唆犯は、不特定多数の生命、
 身体健康という保護法益が対象、行為態様は
 唆す点で同じにかゝる者の故意が限度で故意
 がある。同罪 教唆犯

(3) よって、甲は上記の罪責を負う。

第2 この罪責

1 2ガリベンガが燃え尽きた状態で置いていた行
 動は天然火災を惹起した行為で「放火」といえる。
 2 積物、カーテンが独立して燃焼してあり
 「燃焼」がある。構内建物の燃焼
 3 よって、乙は放火罪の罪責を負う。

シメ

乙の罪責

・ 問題となる部分は、定義等を出して、三段論法で書き出し、他の人
 は、この罪責をしっかりと捉えているか、という点で、

甲の罪責

問題 間接正犯の要件に加え

・ よくできている。実行の着手を問題とすることに気が付いている。
 ・ ただし、主犯としての規範的降格の話は、既述かどうかで与えられ
 る点で、実行の着手では、利用者、被利用者、行為があるか
 を記載すれば足りる。

・ 既述、既述かどうかという論点を書けば良かった。

全体的に

・ この罪責等、もう少し拾えるようにしよう。
 ・ 理解的にはOKなので、拾いきり点を多く付けよう。

ハネ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

B

第1 乙の罪責

1. 以下のとおり、乙が甲から買取りに視察棟物に付属する自動火災装置(以下、単に「装置」という。)をカーテンに接触する場所に設置し、装置を起動させ、居室の床や天井壁を炎上させる行為に、現住建築物放火既遂罪(刑法(以下略)108条)が成立する。第2で後述のとおり、甲と共同正犯関係となる(60条)。

2. (1) 「放火」とは、火を目的物に点火させ、焼損結果を惹起することという。乙が装置をカーテンに接触する場所に設置し、その装置が装置という時限式火災装置が視察棟物内に含まれていることを認識して点火する行為は、点火行為といえる。したがって、乙は「放火」といえる。

(2) 現住建物

「現に人が住居に使用し」とは、人が当該建築物を居住の用に供する生活の主要な手段として利用していることという。火災発生時、本件マンションの乙以外の居住者は全員外出しており、居住者はマンション居室で生活を営み、一時現在に限り、現住建物と認められる。したがって、乙は「現に人が住居に使用」とする「建築物」に当たる。

(3) 「焼損」とは、火が媒介物を離れて独立に燃焼を継続する状態に達することという。

本件では、視察棟物内の装置の発火のから、媒介物に火が移り、乙の居室の床や天井壁を炎上させている。火は媒介物を離れて独立に燃焼を継続している。したがって、焼損が認められる。

(4) 焼損がある以上、現住建築物放火は、既遂に至る。乙宅以外の本件マンション居室が無関係であり、乙宅の本件マンション

← 運物-住宅
について、詳細
に論じてほしい

ンを構成する要素あるのから、既遂と評価されるべき。

第2 甲の罪責

1. 甲は、2018年10月10日19時、朝鮮建築物の内に装置を隠し入
けし、プレゼントとして朝鮮建築物乙に贈り、同時に「窓辺の目当
り200のふい場所に着いて。」と申し附けた。この行為に、どのような
犯罪が成立するか。

2. ①の立場

① 予備者が、被害者自らの「道具」として利用し、利用行為の時点
でも犯罪結果が自動的にもたらされる場合、予備者の被利用者の利用
行為について、問接正犯を成立せざるべき、と主張するものと考えられる。

甲が事件を知らず、乙に、装置を窓辺カーテン近くに置かせるこ
とは、甲の現住建築物放火という犯罪の目的、乙を道具として利用
したこと、といえる。

(2) この立場は、以下の理由から支持できない。

ア 被利用者乙を「道具」として評価することに因果性がある。一般
に、プレゼントとして贈りしもの、怪しさを覚悟し、その内容物を点検する
という行為はよくある。甲と乙は恋人同士であるが、乙自身、予備をいふこと
に素直であるから、プレゼントを点検する傾向が強くあるといえる。

また、一般人が気づきにくいプレゼントの異状について、甲と同じ
程度に警戒心がある乙は、容易に気づく。放火装置として気づく限り、甲の
計画がとん挫するおそれがある。

イ さらに、被利用行為後、自動的に放火罪の成立結果が、その結果
を生ずるものからされるべきである。甲は装置を「窓辺」
に置くよう指示したが、朝鮮建築物は必ずしも日光を必要としないこと
もあるため、乙がこれを窓辺に置かなくても不自然である。乙がたとえ装
置近くに引火物がないとしても、甲の計画は失敗することになる。かといって、
甲が乙に装置を渡し、装置が点火するまでに、約23時間の余裕
がある。この長期間の間に乙が装置を気づく可能性が低いとい
える。

3 ②の立場

要件も書いてほし
かた。

← これは、一般的
かい？

← 内容、経緯はOK
だが、そのつきについて
もう少し説明が必要し
かた。

← good!!

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

間接犯と
教唆犯との間
の金銭授けの取
扱いは異なる。

おそうく。教-愛
か成立可能にせしめ
見解の相違はない
と思ふ。

4. 国々の凡例!

4) 甲には、現(主物)盗物放火致害罪¹⁰、乙の無前主犯(60条)が成立す。

(二) 然亦感恩連終

甲は、乙の意図
に7112.3解し
ていたため。
貴族は2112
より人。
(甲は、2112と同71
意思は2112人)

(3) 正已生.

乙は、保険金を目的に、甲の装束を必ず火災を起すより、甲の「容
姿」といふ指示を超えて、自らの機嫌に、装束を何れかを、乙はカー
テンに装着させている。乙が、放火は「自己の犯罪として実行すると
いふ言平面が可能である。

(4) 甲と乙は、兵庫港で、秋火を共に喫煙した。以上

3 ページ
裏面へ

乙の罪量

- ・ 108条について、しっかり理解できていると思います。
- ・ 建物の一休性については、今回は、乙宅がとらえられており、現住性との関係の問題とあるので、書いてほしい論点でした。

甲の罪量

- ・ 間接正犯について、よく理解できていると思います。
- ・ 77条を構成として、三段論法で書くことを意識できると良いと思います(問題提起→規範→当てはめ)。
- ・ ①の立場では、要件揃った→当てはめを丁寧にできるとよいからです。
- ・ 流石としては、間接正犯の正犯性→実行の着手時期→既遂(因果関係)という順で書けると良いと思います。
→途中で通貫性を失った。
- ・ 共同正犯については、要復習です。

全体的

- ・ あくまで罪量を論じる問題のため、要件揃った当てはめはもたなくしていきたいと思います。

い木

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

B

第1. 乙の罪責

1. 乙には、現住建造物等放火罪(刑法(以下、省略する)108条)が成立するか。乙が、~~観葉植物を乙宅の庭に置く~~の意で、~~乙宅の庭に置く~~

5 (1) 乙が、2018年10月11日7時に、観葉植物をリビングの窓際に設置したとき、現住建造物等放火罪の構成要件に該当するか問題とする。

定義も書き込む

10 (2) 又、まず、建造物の「現住性」について、放火罪の主体以外に着目して定めると、乙宅は、乙自身が住んでいるものであるから「現住性」を肯定する。また、乙宅は、火災保険が付保されていることが(115条)より、他人所有の~~非~~建造物と認められる。

108条の語句は
ありませぬ。

よ、したがって、乙宅は、「現に人が生活に使用し、
いる建造物(108条)」にあたる。

15 (3) 又、「放火」とは、火により目的物を~~完全~~毀滅させる目的で、当該目的物に火を媒介させることをいふ。本件では、乙は、乙宅を含む本件工場の焼
毀させる目的で、現火装置が含む観葉植物を
設置している。したがって、目的物たる乙宅に火を
20 媒介させた行為を行っているといえ、~~非~~「放火」として
いえる。

25 (4) 「焼損」とは、火が媒介物を~~完全~~目的物に
存在し、燃焼する状態のこと。本件では、
自動火災装置が点灯して、観葉植物に引火した
後、カーテンに燃え移り、A宅の床、天井、壁を
炎上させていることが、目的物たる乙宅につき
存在し、燃焼する状態に達していることが「焼損」

したといえる

(5) 以上より、乙の行為は、現住建造物等放火罪の構成要件に該当する。

2. 以上より、乙は、現住建造物等放火罪が成立する。

第2. 甲の罪責

1. 甲に、現住建造物等放火既遂の間接正犯が成立するとの立場(①)

(1) 前述の通り、乙^{の行為}は、現住建造物等放火罪~~の構成要件~~に該当する。そして、甲には、同罪の間接正犯が成立するとの立場がある。この点で説明が必要である。

(2) 間接正犯とは、正犯者が行為者の行為を利用し、犯罪を遂行する犯罪形態をいう。成立要件としては、「他人を利用」したといえることが必要であるが、要件としては、正犯者が行為者に犯罪を指示し、その行為者が、正犯者の意に基づいて犯罪を遂行する状態が必要であると解する。

(3) 本件では、甲は乙に対して、自動車火災を隠した~~自動車火災~~を指示し、「... 置いて」と指示をしていた。これは、時間的に早急で、目的に達する~~こと~~、これが手法的に早急で、乙をいう法益が侵害された~~こと~~、乙が現住建造物等放火罪の遂行の着手を指示したといえる。

よって、事情を知りながら乙に指示した以上、乙は、~~甲~~、甲が、甲の意思で犯罪を遂行するものと認められ、乙が甲の意に基づいて犯罪を遂行する状態であった。

したがって、~~乙~~甲が乙に現住建造物を隠した時点で、現住建造物等放火罪の間接正犯の遂行の着手があった。

要件は、「道義性」とされ「思」で。

内容はおかしく、「して、乙が...」という説明が欲しい。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法	2年・3年・修了生	34A19024	中村 祐也

5	(4) 甲も乙も、乙の煙、乙は、 事情を知りて 焚火装置 にある乙の事情を知るに努め、乙が不審に、親業 植物を認識するに至る。この点で、甲の行為は 乙の乙を火災損といふ結果との間の因果関係が 否定される。
	1. 右左事情が存在する場合、①行為の 結果行為の危険性の大小、②右左事情の認識の 大小、③ 行為 行為が右左事情と結果との 点から判断すべきとする。
	10 乙、本件では、甲は、焚火装置を入手し、親業植物 を乙に渡すことにより、不審に乙を、火災損 を人に与える危険の大小、行為にある(1)。 右左では、乙は、火災装置の危険性を、火災損の カーテンに解した状態に、乙は、火災損の 15 小に乙は、乙の行為が、乙の行為にある(2)人、乙は、 甲は、親業植物を乙に渡すことにより、乙の行為 にある(3)であるが、甲の行為は、乙の行為と結果との 因果関係は、乙の行為にある(4)。
	20 乙、よって、甲の行為は、乙の行為と結果との因果 関係は、乙の行為にある(5)。
	(5) 以上より、甲は、現住建造物等放火 既遂の間接正犯に成立する。
25	2. 甲は、現住建造物等放火既遂の教唆犯に成立す る(6)。
	(1) 甲は、現住建造物等放火既遂の教唆犯に成立す る(7)であるが、乙の行為は、乙の行為にある(8)。
	(2) 甲は、 乙 乙を利用して、乙を火災損させた

①乙の行為は、
乙の行為にある(1)。

本、無関係人物と誤認したと云ふ。本件、乙が
 遺体について、誤認が侵害した現行犯犯行
 であるから、同罪の構成要件に成立
 したと認める。

(3) (1) 乙は、乙の父、乙の母、乙の祖母、
 保護金を支払うことと定めていること、乙が
 故意に犯すものである。

(4) (1) 乙が、甲の行為は、同罪の構成要件に(6)条
 (1)項に成立するものである。

本件、主観的に、同罪の構成要件に、主観的
 に、同罪の構成要件に成立するところ、主観的
 要素構成要件に該当する旨、本件、主観的要素
 構成要件に該当する。この点、(1)項に成立する
 旨、本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、
 生命、財産という点、本件、主観的に、本件、主観的に、
 甲が乙の遺体と誤認した点、本件、主観的に、本件、主観的に、

(5) (1) 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、
 生命、財産という点、本件、主観的に、本件、主観的に、
 甲が乙の遺体と誤認した点、本件、主観的に、本件、主観的に、

(6) (1) 以上より、甲は、現行犯犯行等、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、

(7) (1) 以上より、甲は、現行犯犯行等、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、

(8) (1) 以上より、甲は、現行犯犯行等、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、

(9) (1) 以上より、甲は、現行犯犯行等、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、

(10) (1) 以上より、甲は、現行犯犯行等、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、
 本件、主観的に、本件、主観的に、本件、主観的に、

以上

・ 着目点はお
 ・ 同罪犯、教唆犯
 (1) 同罪犯に誤認を
 認めた上で、主観的
 要素に該当する。

甲の罪を
 ・ 主観性、主観性について
 主観性を認める。

甲の罪を
 ・ 同罪犯の正犯性、
 主観性、主観性について、
 主観性を認める。

甲の罪を
 ・ 同罪犯の正犯性、
 主観性、主観性について、
 主観性を認める。

甲の罪を
 ・ 同罪犯の正犯性、
 主観性、主観性について、
 主観性を認める。

甲の罪を
 ・ 同罪犯の正犯性、
 主観性、主観性について、
 主観性を認める。

4 ページ

ハ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。